

SLN SOFTIC LAW NEWS

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎

編集 調査研究室長 石原 壽夫

No.11 1989. 3. 10

○米国アリゾナ州立大学

「コンピュータ・ソフトウェアの著作権保護 —“S. S. O”

と “look and feel”問題—」に関する会議	1
1. 会議のテーマ	1
2. 会議次第の概略	1
3. 会議報告	3
4. プレゼンテーションの概要	5

SOFTIC

(財)ソフトウェア情報センター

〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター
1989

本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である
機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

米国アリゾナ州立大学

「コンピュータ・ソフトウェアの著作権保護 — “S. S. O.” と “look and feel” 問題 —」に関する会議

去る2月13日と14日、米国アリゾナ州立大学において標記の会議が行われ、SOFTICは、この会議にオブザーバとして参加する機会を得た。コンピュータ・ソフトウェアの法的保護問題の、米国内における議論の一端を紹介する目的でここにその会議の概略を速報することとしたい。

1. 会議のテーマ

今回の会議では、コンピュータ・ソフトウェアの著作権による保護の範囲に関連する二つの概念、“Structure, Sequence and Organization (S.S.O)”と“look and feel”が取り上げられた。具体的には、以下が主要なテーマであった。

- ①プログラム・コードの全体的なstructureは著作権で保護されるのか、あるいはどの程度まで保護されるのか。
- ②プログラムのユーザ・インタフェースの“look and feel”は著作権で保護されるのか、あるいはどの程度まで保護されるのか。

2. 会議次第の概略

この会議は、議事の進め方がユニークだったので、まずこれを簡単に説明しておく。会議は、“Conferee”と呼ばれる10名の法律学者、プレゼンター、オブザーバの三つのグループで構成されていた。

“Conferee”はこの会議の“主体”であり、会議の目的は、上記テーマに関連した諸問題についての“Conferee”10名のコンセンサスを、会議報告として発表することであった。

以下に“Conferee”の顔触れを紹介する。

- D. S. Chizum (ワシントン大学教授)
- R. C. Dreyfuss (ニューヨーク大学教授)
- P. Goldstein (スタンフォード大学教授)
- R. A. Gorman (ペンシルバニア大学教授)
- D. S. Karjala (アリゾナ州立大学教授)
- E. W. Kitch (バージニア大学教授)
- P. S. Menell (ジョージタウン大学準教授)
- L. J. Raskind (ミネソタ大学教授)
- J. L. Reichman (バンダービルト大学教授)
- P. Samuelson (ピッツバーグ大学教授)

プレゼンターには、会議当日に口頭で意見を述べた9名と、事前に書面を提出した数名の両方が含まれている。口頭、及び書面のプレゼンテーションは、“Conferee”の参考という位置づけに置かれており、プレゼンターの意見が会議報告にどの程度反映されるかは、外部からは判らない。

また、オブザーバはプレゼンテーションへの質問が許されていた。全部で70～80名であったが、日本からの5名、ヨーロッパからの数名の他は、米国からの参加であった。

会議は、両日とも次のような次第で進められた。

○午前 : プレゼンテーション

(“Conferee”, プレゼンター, オブザーバ合同)

○午後 : “Conferee”討議 (非公開)

プレゼンター, オブザーバ討議 (“Conferee”討議に並行)

なお, 最終日の午後5時から, “Conferee”による会議報告がなされ, その後閉会となった。

3. 会議報告

会期中に“Conferee”が合意した点につき, 暫定報告として, Karjala教授より発表があった。

以下に, SOFTICが聞き取った儘を記載する。

(1)「プログラムのstructure は著作権法で保護されるか」という点について

○字面どおりの文字的な複製行為(literal copying)は違法となる。

○表現のnon-literal aspectは, 芸術的な著作物では広いとされているが, 一方, 歴史, 科学についての著作物, 建築設計図などでは狭いとされている。機能的な著作物では狭いということは, 著作権法 § 102 (b) やBaker v. Selden 判決で明らか。

○プログラムは機能的であり, また互換性の要求からも, 保護範囲は狭くなる。

○プログラムでは, 表現とアイデアがmergerであれば勿論保護されないし, mergerでなくとも保護されない場合がある。

○Whelanケースは, プログラムのnon-literal aspectを狭く解すべきという点や, 技術の特性からの制約を考慮に入れていない。

○Whelanケースは, アイデアを狭く捉え過ぎた。もっと低いところでアイデアと表現の境界を引くべきだった。

○S.S.O. は問題解決のための役には立たない。

- Whelanケースは、侵害の判断に際して、ordinary observer testを採用しなかった点では良かった。
- 通常の著作物とプログラムの、侵害判断テストにおける相違は、プログラムにおいてはordinary observer testを適用できない点。
- 裁判所は、プログラムにおいて保護が可能な要素の判断のために、専門家の意見を聴くことが必要。
- クリーン・ルーム手法による開発を行えば、侵害とならない。
- リバース・エンジニアリングは許されるべきである。
- ディスアセンブリはプログラムを読むために必要で、研究のために抽出するものが著作権の保護対象でなければ、フェア・ユースとなり合法。
- 機能的著作物の保護のレベルについては、意見が分かれ、特許法も著作権法もうまく適用できないなら第3の立法が必要だという意見もあった。

(2)「ユーザ・インタフェースの“look and feel”は著作権法で保護されるか」という点について

- “look and feel”は、法律上、侵害判断における有効なコンセプトではない。
- ユーザ・インタフェースは、通常の著作物と大分違い、ビデオゲームから高度に機能的なものまで、広がりがある。
- 機能的性が保護範囲に影響を与える。
- マシンと使う人間の両面から、効率による制約がある。
- 互換達成のためユーザ・インタフェースをとって、これをインプリメントするのは違法ではない。

○ユーザ・インタフェースを実現しているコードをとることが違法となるかについては、意見が分かれた。

○ユーザ・インタフェースのコンパイルーションは、保護される場合がある。

4. プレゼンテーションの概要

前述した通り、プレゼンテーションは“Conferee”の参考となるよう行われたものであり、ここでは、各々につき、プレゼンターと演題及び内容の概略のみを示すことにする。

○Prof. A. Spector (Carnegie Mellon Univ. Computer Science Dept.)

演題：“Software Development and Engineering Practices”

概略：コンピュータ・サイエンティストの立場から、ソフトウェア開発の技術的説明。

○Prof. J. Farrell (Stanford Univ. Hoover Institution)

演題：“Software Economics”

概略：「標準化」の経済的効果の説明。

○Mr. M. D. Goldberg (Schwab Goldberg Price & Dannay)

演題：“Comments”

概略：米国の法廷がプログラムに従来の著作権法理を適用してきたことは妥当、という主張。

○Mr. J. Sumner (Merchand & Gould)

演題：“Programming Structure Patent Protection”

概略：プログラムstructureの保護には特許法が有効に機能する、という主張。

○Mr. R. S. Laurie (Ciotti & Murashige, Irell & Manella)

演題：“Compatibility Concerns”

概略：プログラムの保護範囲は狭く，また互換プログラムは合法とすべし，という主張。

○Dr. W. Curtis (MCC/STP)

演題：“Human Factors in Software Engineering”

概略：機能，効率の点からユーザ・インタフェースが制約されることの技術的説明。

○Mr. G. A. Hauptman (IBM)

演題：“Comments of IBM”

概略：プログラムの保護は著作権法で充分，という主張。

○Mr. S. W. Lundburg (Merchand & Gould)

演題：“User Interface Patent Protection”

概略：ユーザ・インタフェースの実現する機能の特許で保護しよう，という主張。

○Mr. M. A. Jacobs (Morrison & Foerster)

演題：“Comments of Fujitsu”

概略：著作権法上，互換プログラムをつくることは許されている，という主張。

また，プレゼンターとオブザーバの討議（司会は ADAPSO Palenski氏）においては，何らかのコンセンサスを求めて様々な意見が出されたが，結局，特別なコンセンサスには至らなかったため，ここでは割愛させていただきます。

以上が会議の概略である。記載した会議報告の内容については、当日に作成したメモを利用してまとめたので、誤解や聞き取り損なったことが無いとは言えない。いずれ近いうちに、正式な会議報告が発表されるとのことなので、正確にはそちらを参照されたい。また、今回の暫定報告では、各々の結論に至った理論的背景が明確でないものもあり、その意味においても正式な報告書の待たれるところである。